

エコ・パワー株式会社「北檜山ウィンドファーム事業に係る環境
影響評価準備書」に対する勧告について

平成28年10月7日
経 済 産 業 省
商 務 流 通 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第46条の14第1項の規定に基づき、「北檜山ウィ
ンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」について、エコ・パワー株
式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・場 所 : 北海道久遠郡せたな町
- ・原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・出 力 : 最大72,000kW(3,400kW×21基設置予定)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成28年 3月24日
住民等意見の概要受理	平成28年 5月18日
北海道知事意見受理	平成28年 9月 5日
環境大臣意見受理	平成28年 9月 6日

問合せ先: 電力安全課 長村、高須賀
電話03-3501-1742(直通)
03-3501-1511(代表)
4921(内線)

エコ・パワー株式会社「北檜山ウィンドファーム事業に係る環境影響評価準備書」に対する勧告内容

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- (1) 事後調査について、実施する項目、調査地点、調査期間、調査方法及び調査結果の評価方法を検討し、評価書に明確に記載した上で、適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- (2) 追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果や専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュールや方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- (3) 調査の結果については、本事業による環境影響を分析し、調査により判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。
- (4) 必要に応じて、近隣の住民に対する情報提供及び意見聴収を実施すること。

2. 各論

(1) 騒音等の影響

風力発電設備設置予定位置の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う騒音による環境影響が懸念されることから、環境保全に十全を期すことが求められる。このため、以下の措置を講ずること。

- ① 風力発電設備の設置前に、住居に近接する風力発電設備の配置の再検討を行うとともに、低騒音型の風力発電施設の採用、防振シートの設置及び稼働調整又は停止等の環境保全措置を講ずること。また、それらの検討を踏まえ、調査、予測及び評価を再度実施し、その結果に応じて必要な環境保全措置を講ずること。
- ② 適切に事後調査を実施し、その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、専門家等の指導・助言を踏まえ、稼働調整又は停止等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(2) 風車の影の影響

風力発電設備設置予定位置の近隣には複数の住居が存在しており、風力発電設備の稼働に伴う風車の影による環境影響が懸念されることから、環境保全に

十全を期すことが求められる。このため、以下の措置を講ずること。

- ① 風力発電設備の設置前に、風力発電設備の配置の再検討及び機種を検討を行うとともに、影響が懸念される天候、季節及び時間帯には一部の風力発電設備の稼働を停止すること等により、風車の影による環境影響を極力低減すること。
- ② 適切に事後調査を実施し、その結果、影響が十分に低減できていないと判断された場合には、稼働停止等の追加的な環境保全措置を講ずること。

(3) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、オジロワシ等の希少猛禽類の生息が確認されているほか、対象事業実施区域の周辺には、ミサゴ、ハチクマ等の希少猛禽類の営巣が確認されている。

このため、本事業による重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- ① 1号機について、周辺でオジロワシの飛翔が多く確認されているとともに、東側の崖付近ではオジロワシ、ミサゴの旋回が多く確認されていることから、これら鳥類の移動ルートを確保するため、配置の再検討を行い、東側の崖から可能な限り離隔を確保すること。
- ② 鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴うことから、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、オジロワシ等重要な鳥類の衝突・接近等重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働制限等を含めた追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、オジロワシ等重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置や損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(4) コウモリ類に対する影響

コウモリ類については、ヒナコウモリ科2種を含む3種が確認され、重要種が含まれる可能性があること、また、コウモリ類の風力発電設備への接近・衝突が懸念されることから、適切な事後調査を実施し、影響が確認された場合は、稼働制限等を含む環境保全措置を検討すること。

以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。